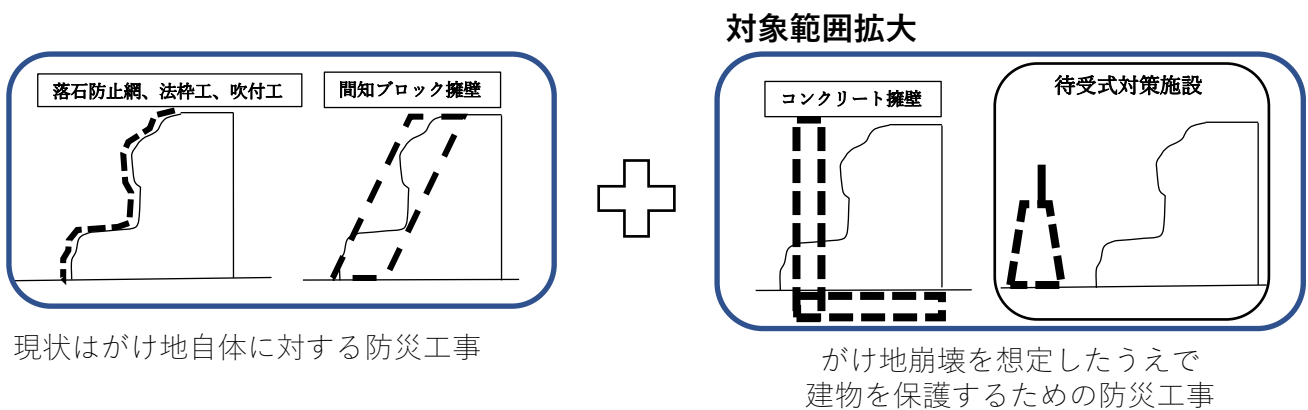


葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付制度改正の概要

1 がけ地防災対策工事の範囲拡大



2 補助金交付対象者の範囲見直し

- ①町内在住のがけ地の所有者
- ②町内在住の被災想定家屋の所有者
- ③町内在住の被災想定家屋の居住者
(被害想定家屋の所有者は親、配偶者又は子)

申請は、個人のみを対象



対象範囲見直し

- ①がけ地防災対策工事による営利を目的としない個人又は法人
(公共団体、公共企業体及び宅地造成を業とする者を除く)
- ②がけ地所有者から承諾を受けている者
- ③がけ地(共有地)の代表者(所有者全員の承諾が必要)または連名
- ④がけ地が建物の区分所有の場合は、管理者を申請者とする。
(総会における決議が必要)

町内(自治)会等で、所有している敷地も対象